

自由民主党宮崎県支部連合会 青年局規約

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会を、自由民主党宮崎県支部連合会青年局（以下「青年局」という。）と称し、事務所を自由民主党宮崎県支部連合会に置く。

(目 的)

第 2 条 本青年局は、党の中核として積極的に実践活動を行い、党勢の拡大に努める。

2 本青年局は、第一、第二、第三選挙区支部の青年局員の連携と、協調を図ると共に資質の向上に務める。

(構 成)

第 3 条 本青年局は、原則として満 18 才より満 45 才までの党员をもって構成する。

第 2 章 機 関

(役員及び任務)

第 4 条 青年局に次の役員を置く。

- 1) 局 長 1 名
- 2) 局 長 代 理 1 名
- 3) 次 長 数 名
- 4) 幹 事 長 1 名
- 5) 副 幹 事 長 数 名
- 6) ブロック常任幹事 数 名
- 7) 常 任 幹 事 数 名
- 8) 幹 事 数 名
- 9) 監 査 役 2 名

2 青年局長は、本青年局を代表しその局務を総括する。

3 青年局長代理は、青年局長を補佐し、青年局長に事故ある時はその職務を代行する。

4 青年局次長は、青年局長及び青年局長代理を補佐する。

- 5 幹事長は、青年局長の命を受け局務を処理する。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐する。
- 7 ブロック常任幹事は、各地域ブロックの意思を代表し局務を推進する。
- 8 常任幹事は、職域（団体）と青年局との連携に努め、局務を推進する。
- 9 幹事は、幹事長及び各常任幹事を補佐する。
- 10 監査役は、局務及び会計を監査する。

（役員 の 選 任）

- 第 5 条 青年局長は選考委員会で選出し、青年局大会に於いて承認を得る。
- 2 青年局長代理、青年局次長、幹事長及び副幹事長は、局長が任命する。
 - 3 ブロック常任幹事は、各ブロックにおいて選出し局長が任命する。
 - 4 常任幹事及び幹事は、青年局長が任命する。
 - 5 監査役は、局長が選任する。
 - 6 選考委員会は、五役会を以て構成する。

（顧問・相談役）

- 第 6 条 本青年局に顧問・相談役を置くことができる。
- 2 顧問・相談役は、役員会において選考し、局長が委嘱する。
 - 3 顧問・相談役は、青年局の運営・活動について諮問に応じる。

（役員 の 任 期）

- 第 7 条 役員任期は2ヵ年とする。但し、再任を妨げない。※ここでいう2ヵ年とは、大会（部・局長会）から翌々年の大会（部・局長会）までをいう。
- 2 役員は任期を満了しても、後任者決定まではその職務を執る。

第 3 章 会 議

- 第 8 条 本青年局に次の会議を設ける。

- 1) 青年局大会
- 2) 青年部・局長会
- 3) 役員会
- 4) 五役会
- 5) ブロック大会

（青年局大会）

- 第 9 条 青年局大会は、本青年局の最高決議機関であって、本青年局役員と、局長及び代議員をもって構成する。
- 2 青年局大会は毎年1回開催し青年局長がこれを招集する。但し、必要に応じて臨時大会を開くことができる。

- 3 青年局大会は、大会構成員の過半数で成立し、議事は出席者の過半数の同意で決定する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 青年局大会の議長は、そのつど選任する。
- 5 青年局大会においては、次の事項を審議する。
 - 1) 青年局活動方針
 - 2) 宣言及び決議
 - 3) 役員承認
 - 4) 規約の設定・変更・廃止承認
 - 5) その他
- 6 青年局大会を開催する暇なき時は、青年部・局長会をもって大会に代えることができる。但し、次の大会に報告しなければならない。

(青年部・局長会)

- 第10条 青年部・局長会は本青年局役員及び各支部青年部・局長で構成し、青年局の運営及び活動などに関する重要事項を審議する。
- 2 青年部・局長会は青年局長が召集し、議長はそのつど選任する。
 - 3 青年部・局長会は、過半数の出席で成立し、議決は出席者の過半数の同意で決定する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(役員会)

第11条 本青年局の、役員会構成は次記のとおりとする。

- 1) 局長
 - 2) 局長代理及び次長
 - 3) 幹事長及び副幹事長
 - 4) ブロック常任幹事、常任幹事及び幹事
 - 5) 監査役
 - 6) 必要に応じ局長が指名する者
- 2 役員会は、青年局長が召集し、青年局長が議長として会議を運営する。
 - 3 役員会は、青年局の運営全般について協議し方針等を決定する。

(五役会)

第12条 本青年局の、五役会構成は次記のとおりとする。

- 1) 局長
- 2) 局長代理
- 3) 次長
- 4) 幹事長
- 5) 副幹事長
- 6) 必要に応じ局長が指名する者

- 2 五役会は、本青年局の運営全般について協議し、方針等を役員会に具申する。
- 3 五役会は、青年局長が召集し、青年局長が議長として会を運営する。
- 4 五役会は、役員会に代われるものとする。但し、次の役員会に報告しなければならない。

(ブロック大会)

第13条 ブロック大会は、ブロック毎に必要な応じて開催する。

- 2 ブロック大会は、県連青年局役員とブロック青年部・局との連携強化・意思の疎通を図る。
- 3 ブロック大会は、青年局長が召集する。

第 4 章 経 費

第14条 本青年局の経費は、県連より支給する。

第15条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、青年局大会に収支を報告し承認を得なければならない。

附 則

- 1 本規約は、平成22年10月16日より実施する。
- 2 本規約は、平成24年6月30日一部改正する。
- 3 本規約は、平成25年6月22日一部改正する。
- 4 本規約は、平成28年6月25日一部改正する。